

不正が罷り通る全日

全日海の役員選挙は不正が罷り通っている。執行部の選んだ候補者しか、名簿に載せず、投票に選択の余地がない。その悪慣習は10年前に始まった。

対立候補を妨害

組合員の竹中正陽氏は全日海の不正選挙や不明朗会計を質したことで、4年間の裁判を争うことになった。

竹中氏は2010(H22)年4月に太平洋汽船を60歳で定年退職した。そのあとも全日海に組合費を払い、個人加盟の組合員として、全日海の幹旋で乗船勤務を続けていた。

「理由は年金だけでは生活が出来ないことと、一生の仕事として船乗りを選んだ以上は体力の続く限り、船に乗りたいたからだ」(竹中氏)

ところが2013(H25)年10月、全日海が竹中氏の組合費の受け取りを拒否し、組合員資格の剥奪を内定した。竹中氏の組合長選挙出馬を妨害するためだった。

そうとは知らず、竹中氏は2013(H25)年11月6日に長崎で開催された定期大会(第74回)の組合長選挙に立候補した。統制処分

を受けて退任を余儀なくされた藤澤洋二組合長の後任を決めるための選挙だった。

組合長選挙で竹中氏は「組合内の権力闘争の終結に全力を尽くす」と「(不明朗会計の)不正があれば正す」ことを公約に掲げて立候補した。

結果は「まさか」(竹中氏)と本人が驚くものだった。

「立候補届けは受理されたが、大会会場での傍聴は拒否され、ロビーで待たされた。やがて会場から出て来た代議員から『選挙は終了した。大内教正氏が組合長に選ばれた。候補者用紙に竹中の名前は無かった』と聞かされた」

「理由を聞こうと思って会場内に入ろうとすると、場内整理係(ガードマン)が前に立ちはだかって中に入れてくれない。やむなく理由を電話で知らせてほしい旨を伝えて立ち去った。が、何の連絡もない」

「後日、私から全日海担当者に十数本

海の選挙

裁判録に見る全日海の人事抗争(最終回)

の電話とファックスを入れた。しかし、いつも不在で、折り返しの電話も来ない。内容証明郵便を出しても、受け取りを拒否された」

「全ての対話を遮断された私には法的手段に訴えるしか、当面の手立ては無かった」

竹中氏は2013(H25)年12月に①除籍された組合員の地位の保全②役員選挙に立候補できる地位の保全——を求めて東京地裁に仮処分を申請した。

申請は認められた。東京地裁は2014(H26)年7月、「竹中氏が完全資格組合員としての権利を有することを認める」仮処分命令を下した。

しかし、全日海は「定年退職は自動的に組合から除籍される。それが従来からの決まりである」との新解釈を主張した。

そこで、竹中氏は①組合員資格の確認②2013(H25)年の組合長選挙の無効③損害賠償④謝罪——を求めて裁判に訴えた。

判決は2016(H28)年8月5日に出た。竹中氏が勝利した。東京地裁は次のように判定した。

- ①全日海が竹中氏の組合員資格を剥奪したことは違法である
- ②2013(H25)年の長崎大会での組合長選挙で竹中氏の立候補を認めなか

ったことは違法である

- ③全日海と松浦満晴副組合長は竹中氏に対する慰謝料と弁護士費用として165万円を支払うこと

これを不服として全日海(森田保己組合長と田中伸一・松浦満晴両副組合長)は東京高裁へ控訴した。

2017(H29)年2月8日、東京高裁は地裁と同じく竹中氏の言い分を認めた。ただし、組合長の選挙は「不法」としながらも組合長を「失格」とはしなかった。

「組合長に選ばれた大内教正氏は1年間で、すでに退任し、新たに森田保己氏が組合長に選ばれているから」というのが理由だった。

この判決には竹中・全日海の双方とも不服とし、最高裁に上訴した。

最高裁は2017(H29)年11月17日に、双方の上告を棄却した。これにより東京高裁の判決が確定した。

この判決は「違法な選挙で選ばれても組合長は無効(失格)ではない」という矛盾を含んでしまった。これが、その後も全日海が不正選挙を続けることに繋がった。

内労協の山岡事務局長を禁足

全日海の人権侵害はひどくなる一方だ

った。最初は敵対する役員を排除し、次いで、その役員の下、口ごたえする従業員、気に食わない組合員、さらに外部にも遠慮せず無礼に振る舞った。全日海の前執行員が内航労務協会の山岡靖治事務局長への仕打ちを嘆いた。

「5～6年前だったか、何週間にも渡って、全日海本部の玄関に内航労務協会の山岡氏を名指しで『出入りを禁ず』との張り紙が出されていました。船主団体を代表する公人を、さらし者にするとは従来の全日海では考えられません。船主団体では呆れ返っていたと聞きましたが、労使関係にひびが入ることを避けるため、見て見ぬ振りをしたようです。船主の中には『こんな労組とまともに付き合うのは馬鹿らしい』と話す労務担当者もいました」（羅針盤第18号・2016年3月）

恐怖と憎しみの連鎖

全日海の控訴沙汰は常軌を逸している。問題解決の方法として裁判を繰り返すのは異常である。船員の団体としての仲間意識や連帯が感じられない。全日海を包み込んでいるのは恐怖と憎しみの連鎖である。常識では計れない得体の知れない価値観が働いている。

全日海が常軌を逸していることは『全日海規約』（2012年11月）と照合すれば分かる。総則の第4条は次のように記されている。

【A】本組合は自由と民主主義をすべての運動の基調とし、次の事項を目的とする。

- ①組合員の生活と地位の向上を図る
- ②海運・水産・港湾・関連諸産業を
発展させる
- ③民主国家への発展に寄与する

【B】全組合員の団結と連帯のもとに次の活動を行う。

- ①労働条件の改善、雇用の安定、権利の擁護
- ②安全・福祉の確立
- ③文化・教育・技能の向上
- ④外部団体との連携・協同・業務委託
- ⑤民主的政党との協力・協同と政治的民主主義の確立
- ⑥国際平和の追求と国際連帯
- ⑦組合財政に必要な事業

川島文書が切っ掛け

全日海が憎しみと恐怖の連鎖に陥った切っ掛けは『川島文書』である。2007(H19)年11月20日に全日海元組合員の川島弘行氏が書いた「中央執行部で占められている創価学会員に全日海の財産が盗まれる」との警告書である。

これに全日海の藤澤洋二組合長以下、幹部が憤り、訴訟に踏み切った。文書を書いた川島氏と文書を伝播した井出本榮・全日海前組合長、柳田栄・全日海元総務部長を名誉毀損で訴えた。

訴状では川島氏が書いた文書のうち、次の箇所が虚偽であると指摘した（「ママ」は誤字のままの意味）。

『組合3役のうち、藤澤組合長は以前より創価学会について、取りざたされて

に感化され易い。その影響で船員も感化される。全日海に、創価学会員が多くいても、おかしくはない。」

創価学会員であることを名乗るべき

信教の自由は憲法で保障されている。しかし、個人が宗教的な立場で組合を運営すると行き違いが生じる。創価学会は日蓮正宗にんねんしやうしゆの考え方を国政に反映させるこ

とを目的としている。規約で「自由と民主主義」を基調とする全日海とは目的が異なる。

それでも職業意識に徹すれば創価学会員が全日海を目的通りに運営することは出来る。そのためには、自ら創価学会員であることを正々堂々と名乗った上で、仕事に臨むことが必要であろう。

(終わり)

内航ジャーナルの本

詳しくはインターネット
(www.naikouj.co.jp)をご覧ください。

ファンネルマーク集(CD版)

内航・フェリー船社416社のファンネル(船の煙突)マークを収集。色別と社名別の2つの索引で素早い検索が可能。

■定価 1,500円(消費税・送料別)

■発刊 2006年3月27日

内航海運の実務入門

内航海運の実務と業界活動に携わった片岡法典氏(元日産船舶専務)が約30年の経験を生かして執筆した内航海運の入門書。

■定価 4,800円(消費税・送料別)

A5判 290頁

■発刊 2001年1月31日

内航ジャーナル既刊集(CD版)

各年の「月刊内航海運」と「内航ジャーナルメールニュース」を収録した「縮刷版」。全ての記事を容易に検索出来ます。

■定価

各年とも1枚 5,000円(消費税・送料別)

物流辞典(CD版)

収録数は約1万語。頁数は約800頁。収録語彙は物流全般。外航海運、内航海運、フェリー、作業船、トラック、鉄道、航空、港湾運送、倉庫、荷役、包装、流通加工、貨物、情報、物流機器などの各分野で使われる業界用語のほか、事件、人物、地名、団体、会社なども加え、辞典と事典を兼ねる。毎年、新語を追加

■定価 3,500円(消費税・送料別)

■発刊 毎年5~6月

内航海運データ集(CD版)

内航海運に関連する最新の諸データを約500項目(950頁)収録した資料集です。経営・営業計画の立案等に最適です。

■定価 10,000円(消費税・送料別)

■発刊 毎年